

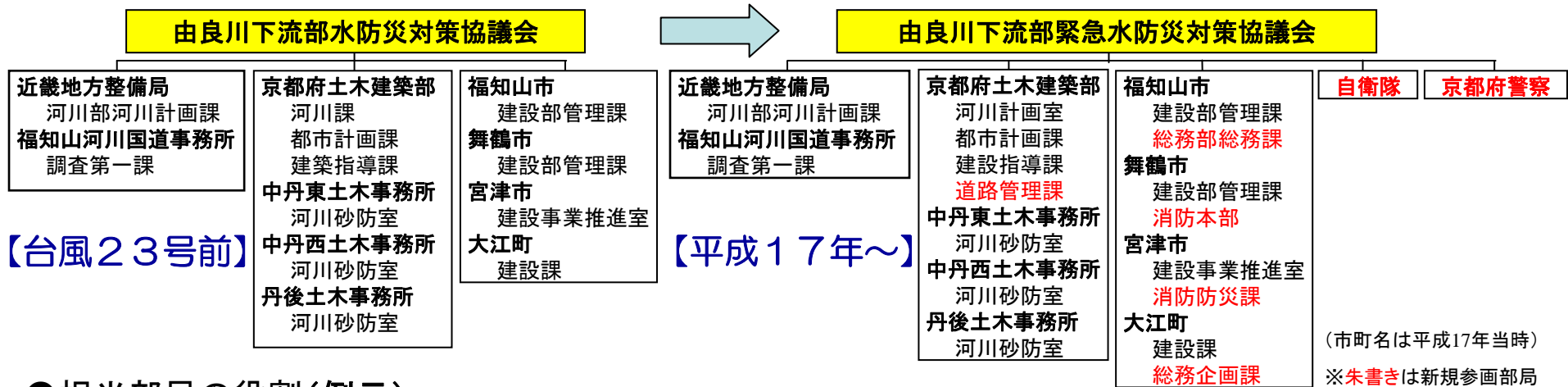
平成25年2月4日
第8回協議会
第12回幹事会

資料-1

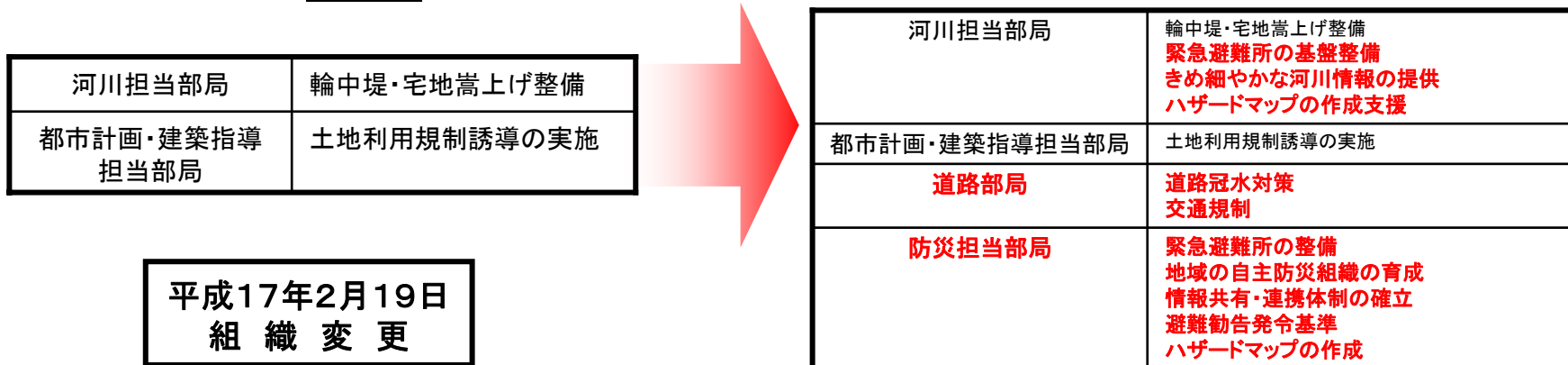
由良川下流部緊急水防災 対策協議会について

1. 協議会設立の経緯

- ◆水防災協議会は宅地等を水害から防御することを目的として、平成3年に設立された。
- ◆当初は河川担当部局と都市計画・建築指導担当部局で構成されていたが、平成16年に由良川下流部で大きな洪水被害を受けたことを契機に、道路部局と防災担当部局を加えて「下流部緊急水防災協議会」に改組され、地域防災力向上を目的とした取り組みを行っている。



●担当部局の役割(例示)



2. 協議会設置運営要領

【協議会の設置】

第1条

1. 由良川下流部を対象に土地の有効利用を図りつつ、緊急に宅地等を水害から防御する必要がある。この宅地等に対する治水対策の効率的かつ円滑な実施により治水効果の早期実現を図るため、由良川地域水防災対策協議会を設置する。
2. 本協議会は、平成13年度より水防災対策特定河川事業が創設されたことに伴い、由良川下流部水防災対策協議会へと改称する。
3. 本協議会は、平成16年度発生 of 台風23号による甚大な被災を鑑みて、関係機関が緊密に連携することによる総合的な防災対策を実現するため、由良川下流部緊急水防災対策協議会（以下「協議会」という。）へと改称する。

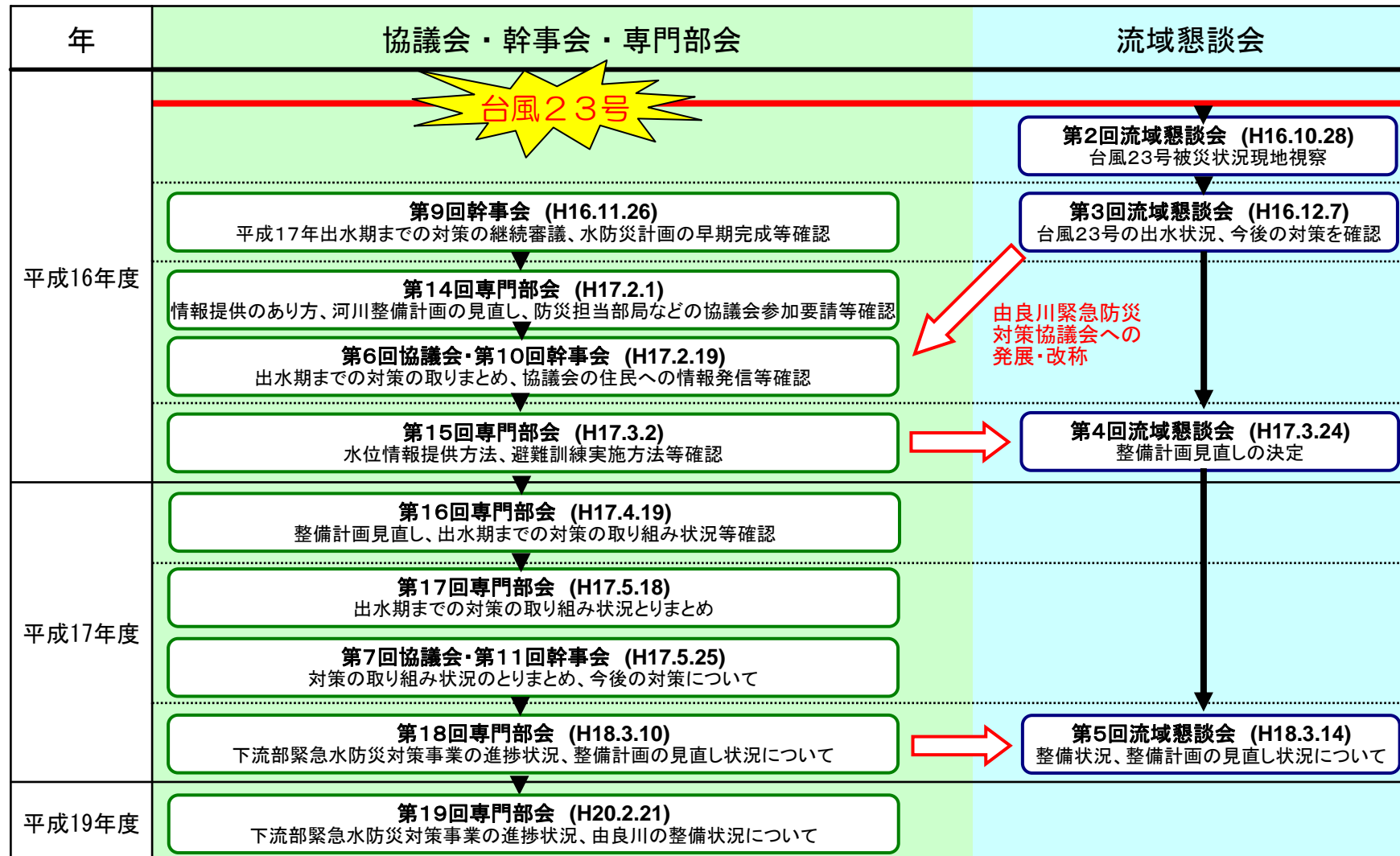
【所掌事項】

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

1. 由良川下流部緊急水防災対策計画を策定すること。
2. 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
3. 緊急水防災対策の広報に関すること。

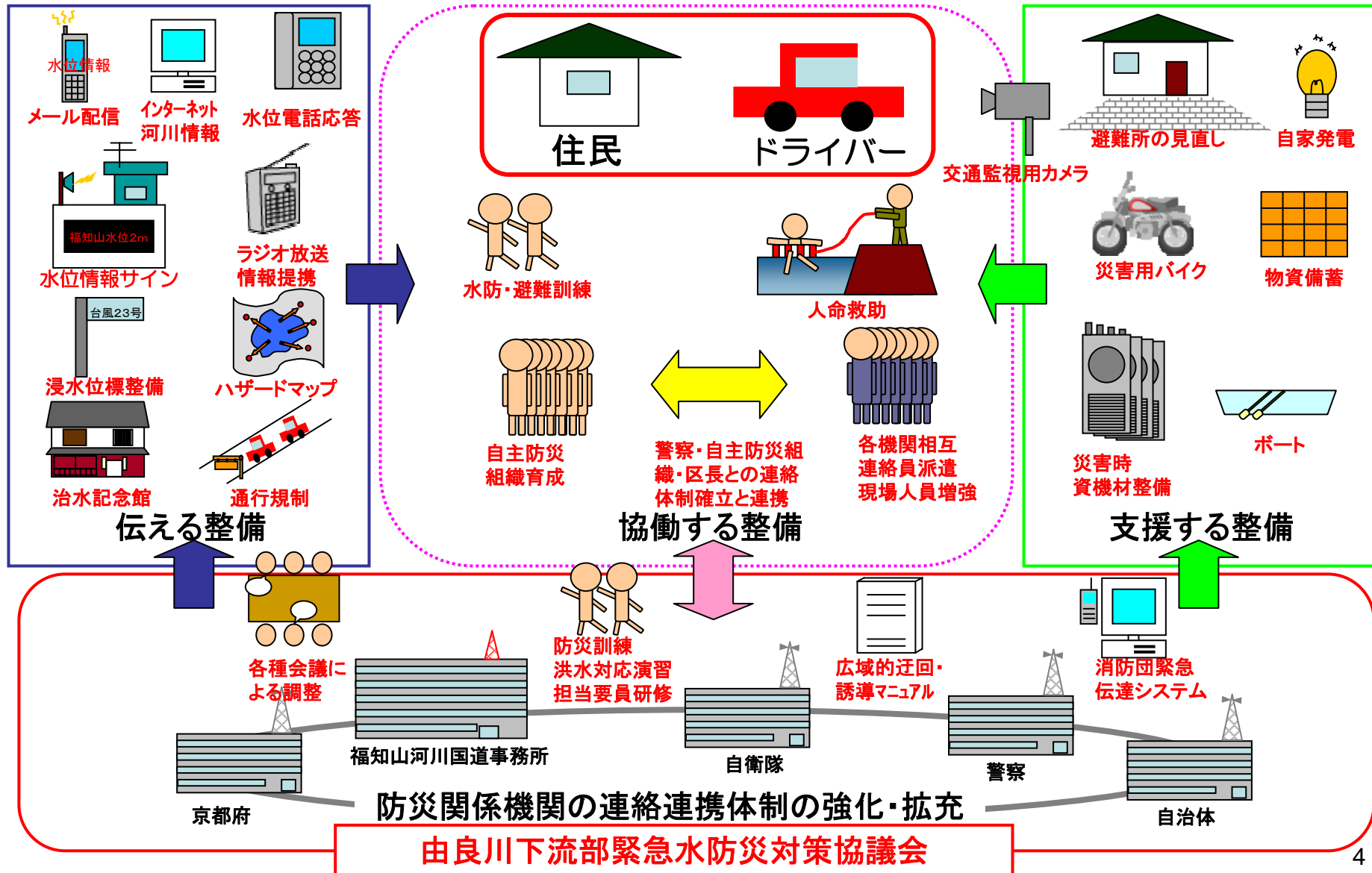
3. 協議の経緯

◆H16洪水を受けて各機関が地域防災力向上のための取り組みを立案、実行してきており、専門部会、協議会で取り組み内容や今後の取り組み予定について意見交換を行ってきた。



4. 地域防災力に向けた取り組み

◆河川水位などの必要な情報を分かり易く伝える為のとりくみ、自主防災組織の育成などの協働、災害時資機材の整備などの支援を実施してきている。



5. 協議会のこれまでの取り組み

◆平成19年度の第19回専門部会の段階で、各機関において以下のような取り組みが実施されている。

■ 支援する整備

- ①防災拠点機能の確保(各市)
- ②災害時資機材整備(各市)
- ③防災計画見直し(各市)
- ④水害時避難場所見直し(各市)



大江支所
防災拠点機能(2F)
↑
防災拠点機能(1F)
防災拠点機能の2Fへの移設



災害時資機材の整備



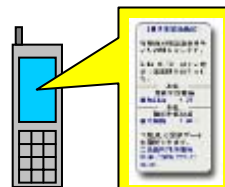
防災無線受信機配備

■ 伝える整備

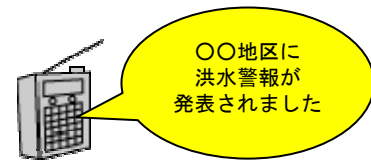
- ①河川情報の提供(河川管理者)
- ②道路防災情報の提供(道路管理者)
- ③治水記念館(福知山市)
- ④ハザードマップ配布(各市)
- ⑤災害時情報の周知(各市)
- ⑥各種メディアを介した防災情報の配信(各市)



水位情報表示板



緊急情報配信システム



地域ラジオ放送との連携



洪水位標の設置



氾濫危険水位の現地での表示



リアルタイム水位縦断面図



通行規制マニュアル整備



道路遮断機の整備



注意喚起看板整備

■ 協働する整備

- ①自主防災組織支援(各市)
- ②防災・避難訓練(各市)
- ③災害を伝える活動(各市)



自主防災組織支援



救助訓練



防災・減災フォーラム



治水記念館

■ 土地利用誘導

- ①災害危険区域指定(各市)